

令和元年 7 月

大阪府在住保護者様

上宮高等学校 事務局

令和元年度 「奨学のための給付金」について

標記の件につきましてご連絡を申し上げます。

「私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて」を配付いたしますので、よくお読みいただき、要件を満たしているご家庭のみ、申請してください。

補助対象外のご家庭は手続き不要です。

※授業料無償化制度の申請ではありません。お間違いのないようご注意ください。

大阪府授業料支援補助金の申請書は後日配布いたします。

◆対象者 すべての項目に該当する方のみ対象となります。

- ・親権者全員が大阪府内在住
- ・親権者全員の令和元年度市(町)民税・府民税所得割額が非課税または生活保護(生業扶助)受給世帯

※詳細は「私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて」をご覧ください

◆提出期限 7月12日(金)

◆提出先 事務局受付

【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

要件

令和元年7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者全員)の令和元年度の市町村民税及び道府県民税所得割額の合算額(以下、「所得割合合算額」という。)が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- ② 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること(※)
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと(令和2年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。)
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※ 保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	98,500円	38,100円
3	令和元年度所得割合合算額非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合(※1 ※2 ※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない場合	138,000円	

※1 働いていないこと(収入が扶養の範囲内の方は除きます。)

※2 年齢及び扶養者の状況は、令和元年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等(親権者)であることで判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者(親権者)に扶養されていることが必要であり、養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。

申請先

上宮高等学校 事務局 受付

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

7月12日(金)※担任には提出しないでください。

申請に必要な書類

- (1) 「奨学のための給付金 受給申請書」(以下「受給申請書」という。) ⇒様式第1号の1を使用してください。
※受給申請書の提出後に、申請者の変更(例:離婚・死別等による親権者の変更)、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届(様式第2号)の用紙をもらい、学校に提出してください。
- (2) 「保護者等(親権者)の住民税の課税額等を証明する書類」
⇒下の「住民税の課税額等を証明する書類の種類」を参考にしてください。
- (3) 「生徒本人の健康保険証の写し」(区分が2又は3に該当する場合。)
- (4) 「15歳(ただし中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている子の健康保険証の写し」
(区分が3に該当する場合のみ。生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。)
⇒15歳以上23歳未満の子とは、今年度は平成8年7月3日から平成16年4月1日までの間に生まれた子が該当します。(「年齢のとなえ方に関する法律」及び「年齢計算に関する法律」による)
- (5) 「兄弟姉妹の高等学校の在学証明書」(生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。)
⇒区分が3aに該当する場合であって、高等学校等に在学する兄・姉が23歳以上である場合、又は3bに該当する場合であって、弟・妹が通信制課程の高等学校等に在学している場合に提出してください。
- (6) 「住民票」
⇒住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合または、令和元年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、平成31年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合に提出してください。

住民税の課税額等を証明する書類の種類

区分	住民税の課税額等を証明する書類(親権者全員) ※1
1	生活保護(生業扶助)受給証明書(令和元年7月1日以降に発行されたもの)
2	下記①から③の書類のいずれか ※2 ①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
3	②課税証明書又は非課税証明書の原本 ③非課税通知書の写し

- ※1 保護者等(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できない場合(例:海外単身赴任の場合等)、給付金を受け取ることができません。
- ※2 国の就学支援金の「受給資格認定申請書」や「収入状況届出書」に課税証明書又は個人番号カードの写し等を添付して提出し、7月以降も国の就学支援金の受給を予定している場合は、添付を省略することができます。また、控除対象配偶者が、市町村民税及び道府県民税所得割額が課されていない(平成30年の収入が100万円以下)場合も、添付を省略することができます。省略する場合、受給申請書2ページの「課税証明書等の省略」欄の□にチェックしてください。

給付金申請及び支給の流れ 必ず学校が定める期限までに手続きをしてください。

- ① 申請者が受給申請書等を学校に提出(書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします)
 - ② 学校が受給申請書等を府に送付
 - ③ 府が受給資格の確認(書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします)(8月～11月予定)
 - ④ 府が受給資格認定及び支給金額の決定(12月頃予定)
 - ⑤ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付(学校が代理受領)(12月頃予定)
 - ⑥ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込(令和2年1月頃予定)
- ※ 生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金額全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。
- ※ 給付金が振込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。

制度に関する問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
 - 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話:06-6941-0351(代) FAX:06-6210-9409
- 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館9階

大阪府教育長 様

大阪府私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

受給対象となる生徒に関する事項

生徒が在学する 学校の名称等	上宮高等学校		■全日制 □定時制 □通信制	
	年	組	番	在学期間 年 月 日～現在
ふりがな	生徒の生年月日			
生徒の氏名	平成 年 月 日			
生徒の住所	〒			

大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱に基づき、令和元年度の奨学のための給付金(以下、「給付金」という。)の受給を申請します。

給付金の受給申請にあたっては、次の①～⑧の事項をすべて確認しています。(左に)

- ① この申請書の記載内容や添付書類等に虚偽や不正はありません。
- ② 上記の生徒について他の都道府県に対して保護者等のいずれもが給付金の申請を行っていません。
- ③ 上記の生徒は、児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象(里親を含む)ではありません。
- ④ 上記の生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任します。高等学校等の授業料以外の学校納付金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺することに同意します。(上記のと下記の氏名自署欄への署名をもって委任します。)
- ⑤ 給付金の審査に関し大阪府の国公立学校所管部門又は他の都道府県と情報交換を行うこと、また、給付金と併給調整が必要な大阪府内市町村の奨学金等がある場合、市町村に対して情報提供を行うことに同意します。
- ⑥ この申請書の記入内容に変更が生じた場合は速やかに届出します。
- ⑦ 給付金に関する調査又は報告を求められた場合は、それに応じます。
- ⑧ 給付金の受給に関し虚偽や不正があった場合は、給付金の全額を直ちに返還します。

※ 過去に他の高等学校等に在学していた場合は、次の欄に記入してください。

1	学校名	□全日制 □定時制 □通信制	在籍期間	年 月 日 ~ 年 月 日
			給付金受給回数	回
2	学校名	□全日制 □定時制 □通信制	在籍期間	年 月 日 ~ 年 月 日
			給付金受給回数	回

申請者(保護者等)に関する事項(この欄と上のは必ず申請者が直筆で記入してください。)

ふりがな	生徒との続柄 父・母・()		
氏名自署欄	<input type="checkbox"/> 7月1日現在、保護者は私一人です。 <input type="checkbox"/> 親権者がおらず、私が申請者です。		
住所	〒 大阪府	<input type="checkbox"/> 生徒の住所と同じ(大阪府内に限る)	
昼間連絡先	自宅・その他() 電話番号()	携帯電話	()

申請者以外の保護者等に関する事項(父母ともに親権者である場合に記入してください。)

ふりがな	父・母	
氏名	生徒との続柄	(親権者である父母のいずれかを記入)
住所	〒	<input type="checkbox"/> 生徒の住所と同じ

(申請受付日) 令和元年 月 日

申請する給付金区分（該当する区分に☑を入れてください。）

①	<input type="checkbox"/>	<p>7月1日現在、生活保護受給（生業扶助が措置されている）世帯の生徒です。</p> <p>（次の書類を添付してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護（生業扶助）受給証明書（令和元年7月1日以降に発行されたもの） <p>【給付金の支給年額は、全日制・定時制・通信制とも、52,600円】</p>
②	<input type="checkbox"/>	<p>保護者等の全員の所得割合算額が非課税である世帯の生徒です。 生活保護（生業扶助）を受給していません。 生徒が全日制・定時制の高等学校等に通う場合、③に該当する兄弟姉妹はいません。</p> <p>（次の書類を添付してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者等（親権者）の令和元年度の課税証明書等（ただし、下の◎に当てはまる場合は省略可能です。） 住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、平成31年1月1日時点では大阪府外に住所を有していた場合） 生徒本人の健康保険証の写し（扶養されていることを確認できるもの） <p>【給付金の支給年額は、全日制・定時制は98,500円、通信制は38,100円】</p>
③	<input type="checkbox"/>	<p>保護者等の全員の所得割合算額が非課税である世帯の生徒です。 生活保護（生業扶助）を受給していません。次に該当する兄弟姉妹がいます。※1 ※ 生徒の兄弟姉妹に関する事項を下記に記入してください。</p> <p>a：同じ世帯に扶養されている（就業していない）生徒の兄又は姉が高校等に通っている b：同じ世帯に扶養されている（就業していない）生徒の兄弟姉妹の生年月日が、平成8年7月3日から平成16年4月1日の間で、高校等（全日制・定時制）に通っていない ※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除きます。）</p> <p>（次の書類を添付してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者等（親権者）の令和元年度の課税証明書等（ただし、下の◎に当てはまる場合は省略可能です。） 住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、平成31年1月1日時点では大阪府外に住所を有していた場合） 兄弟姉妹と生徒本人の健康保険証の写し（扶養されていることを確認できるもの） 兄弟姉妹の在学証明書（以下に当てはまる場合のみ添付してください） <ul style="list-style-type: none"> aの高等学校等に在学する兄姉が23歳以上であるとき bの兄弟姉妹のうち、弟妹が通信制の高等学校等に在学しているとき <p>【給付金の支給年額は、全日制・定時制は138,000円、通信制は38,100円（②と同額）】</p>

◎ 課税証明書等の省略（区分②または③の場合のみ、省略する理由に該当する欄に☑を入れてください。）

<input type="checkbox"/>	就学支援金の申請のために、学校に課税証明書等（*1）を提出済みのため、府の活用に同意し添付を省略します。
<input type="checkbox"/>	控除対象配偶者は、所得割合算額が課されていない（平成30年の収入が100万円以下）ため、添付を省略します。

（*1）課税証明書等または個人番号カードの写し等をいいます。

②又は③の給付金区分で申請する場合は、生徒本人の健康保険証の写しを必ず貼り付けてください。

③に該当する兄弟姉妹がいる場合は、以下に記入し、兄弟姉妹の健康保険証の写しを貼り付けてください。※ 受給対象となる生徒が通信制の高等学校に在学する場合は兄弟姉妹について記入・貼付不要

生徒本人の健康保険証の写し

ひとり親家庭医療医療証ではなく、健康保険証の写しが必要です。

続柄	生徒の 兄・姉・弟・妹	<p>左に記載した兄弟姉妹の健康保険証の写しをこの欄に貼付してください。</p> <p>就業していて、本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹は対象外となります。</p> <p>国民健康保険の場合、別途扶養の確認のために他の書類を求めることがあります。（住民税が課税されるだけの恒常的な収入がある兄弟姉妹は対象外となります。）</p> <p>在学や就業をしていない場合は「学校名 勤務先 など」の欄に、無職などと記入してください。※該当する兄弟姉妹が複数名いる場合、そのうちの1名の健康保険証の写しを貼付してください。</p>
年齢等	平成 年 月 日生 歳	
フリガナ		
氏名		
学校名 勤務先 など	<input type="checkbox"/> 上記の者を申請者が扶養しています。 <div style="text-align: right;">年 組</div> <p>高等学校等の場合 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制</p>	